

政府

ベトナム社会主義共和国
独立 - 自由 - 幸福

No : 123/2013/ND-CP

ハノイ、2013年10月14日

弁護士法の一部条項及び施行方法の詳細規定に関するデクレ¹

2001年12月25日付けの政府組織法に基づき、

2012年11月20日付けの弁護士法の一部条項を改正する法律第20/2012/QH13号により改正された2006年6月29日付けの弁護士法第65/2006/QH11号に基づき、

司法省大臣の提案に従って、

政府は弁護士法の一部条項及び施行方法の詳細規定に関するデクレを公布する。

第1章

総則規定

第1条 調整範囲

本デクレは弁護士業務研修施設、弁護士による法律扶助、弁護士の必修研修への参加義務、弁護士及び弁護士業に関する国家管理、弁護士営業組織、刑事事件の訴訟に参加する弁護士に対する報酬、弁護士の社会一職業組織、外国弁護士営業組織の営業、ベトナムにおける外国人弁護士に関する弁護士法の一部条項及び施行方法について詳しく規定する。

第2条 弁護士業務研修施設

1. 弁護士法第12条第3項に規定する弁護士業務研修施設とは、司法省に属する司法学院及びベトナム弁護士連合会に属する弁護士業務研修施設である。
2. ベトナム弁護士連合会が以下の各条件を充足する場合は、弁護士業務研修施設を設立することができる。
 - a) 05年以上の弁護士活動経験を持つ講師陣、権威・指導能力を持つ法律専門家がいる。
 - b) 研修規模・形態・プログラムに適した組織構造を有する。
 - c) 司法省大臣が公布した弁護士研修プログラムに適する研修プログラム・教材を有する。
 - d) 教育・研修のできる研修施設・設備等が確保でき、教師・研修生の研究・教育・研修の要請に応えられる。
3. ベトナム弁護士連合会に属する弁護士業務研修施設の設立に関する資料は以下のものである。
 - a) 弁護士業務研修施設の設立に関する要請書
 - b) 弁護士業務研修施設の設立企画に関する書類。企画に関する書類の基本内容は、設立の必要性、法的位置づけ、職能、任務、研修目標、研修規模及び形態、組織構造、講師陣（予定教師リスト及び各教師の経験、技能に関する履歴書を添付）、研修規模及び形態に適した施設・設備の説明、企画のスケジュール・工程、弁護士業務研修施設の経済一社会的効果。

¹ 本稿は、2014年5月23日付けの仮訳である。本稿は、在ハノイのEastern Duo社に依頼した和訳を、当プロジェクトにおいて翻訳レビュー・用語の統一等を行い、作成したものである。

c) 弁護士業務研修施設の定款案

4. 司法省大臣は、規定に適合した申請書類を受理してから 30 日以内に、ベトナム弁護士連合会に属する弁護士業務研修施設の設立を決定する。否決する場合は、明確な理由を文書で通知しなければならない。

第3条 弁護士による法律扶助

1. 弁護士は弁護士法第 21 条第 2 項の d)、第 65 条第 10 項、第 67 条第 2 項の d)の定めに従って、法律扶助が義務付けられる。弁護士は、正当な理由がない限り法律扶助の実施を拒否してはならない。
2. ベトナム弁護士連合会は、法律扶助の時間・方法・実施形態のガイダンス、法律扶助の義務を怠った弁護士の規律処分、弁護士の法的扶助活動の毎年の定期評価、司法省への報告を行う。

第4条 弁護士の専門、業務に関する必修研修への参加義務

弁護士法第 21 条第 2 項の d)の定めに従って、弁護士は専門、業務に関する必修研修への参加が義務付けられる。

司法省は専門、業務に関する必修研修の対象者・時間・形態・専門業務の養成内容を規定し、専門、業務養成研修への強制参加の義務を怠った弁護士の処分を決める。

第5条 弁護士及び弁護士業務に関する国家管理における司法局の任務・権限

司法局は、弁護士法第 83 条第 4 項の定めに従って、地方の弁護士及び弁護士業務の国家管理について、省・中央直轄都市の人民委員会を補助し、以下の任務・権限を有する。

1. 書類を審査し、弁護士会の設立、弁護士会の大会の結果承認、弁護士会の解散のための提案を省・中央直轄都市の人民委員会に提出する。
2. 省・中央直轄都市の人民委員会が任期大会の開催に関する計画、理事会選任の案、新任期における賞罰委員会選任の案を検討し承認するために、これらの案を審査し、同人民委員会に提出することを内務局との協力のうえ、主管する。
3. ベトナム弁護士営業組織、ベトナムにおける外国弁護士営業組織の活動登録書の発行と回収。
4. 地方で活動登録を行ったベトナム弁護士営業組織、外国弁護士営業組織の情報を要請がある場合に、法律の規定に従って政府機関、組織、個人に提供する。
5. 必要な場合には、弁護士会に対して、弁護士の組織及び活動に関する情報を提出するように提議し、また、弁護士営業組織に対して組織及び活動の状況について報告するように要請する。
6. 地方におけるベトナムの弁護士組織、弁護士業務、外国弁護士営業組織・外国人弁護士の活動を定期的に司法省と省・中央直轄都市の人民委員会へ報告する。
7. 地方における弁護士活動を発展させるための支援方法を省・中央直轄都市の人民委員会へ提案する。
8. 権限により、又は司法省大臣と省・中央直轄都市の人民委員会委員長の委任により、弁護士会、弁護士営業組織の組織、活動に関する検査、監査、不服申立、告発の解決を行い、権限及び法律の規定に従って弁護士、弁護士営業組織、弁護士会の行政違反を処分する。

第2章

弁護士営業組織

第6条 弁護士営業組織の活動登録の申請書

弁護士営業組織の活動登録の申請書は以下の主な内容を含む。

1. 弁護士事務所・法律会社の名称
2. 事務所の所在地
3. 弁護士事務所長である弁護士、又は所有者である弁護士（一人有限責任法律会社の場合）、又は各社員弁護士（二人以上有限責任法律会社及び合名法律会社の場合）の氏名・常居する住所
4. 法的代表者の氏名、弁護士カードの番号・発行日
5. 業務分野

第7条 法律会社の定款

法律会社の定款は以下の主な内容を含む。

1. 名称、事務所の所在地
2. 法律会社の類型
3. 業務分野
4. 所有者である弁護士（一人有限責任法律会社の場合）、又は各社員弁護士（二人以上有限責任法律会社及び合名法律会社の場合）の氏名・常居する住所
5. 所有者である弁護士又は各社員弁護士の権利及び義務
6. 社員弁護士の加入、除名の条件・手続（二人以上有限責任法律会社及び合名法律会社の場合）
7. 組織・管理・運営の構造
8. 決定・議決の承認に関する規則、内部紛争解決の原則
9. 社員弁護士間の利益配分及び会社の義務に対する責任分担（二人以上有限責任法律会社及び合名法律会社の場合）
10. 活動の一時中止・停止の場合及び財産清算手続
11. 法律会社の定款の改定に関する規則

法律会社の定款には、所有者である弁護士又は社員弁護士全員の署名がなければならない。

第8条 弁護士営業組織の活動登録

1. 弁護士営業組織の活動登録の手続は、弁護士法第35条の規定に従って行われる。
2. 弁護士営業組織の活動登録書は、合計02部発行され、01部が弁護士営業組織へ送付され、01部が司法局に保管される。
3. 司法局は、弁護士営業組織に対して活動登録書を発行した日から7営業日以内に、書面によって弁護士営業組織の所在地を担当する税務機関、統計機関、その他権限を有する国家機関、省に属する県、郡、市社レベルの人民委員会及び社、坊、市鎮レベルの人民委員会・弁護士会へ通知しなければならない。
4. 弁護士営業組織は、企業営業登録手数料に関する規定に従って、活動登録手数料を払わなければならない。
5. 弁護士営業組織は、活動登録書が発行された後、印鑑の管理・使用に関する法律規定に従って、組織の印鑑を作成し、使用することができる。

第9条 弁護士営業組織の活動登録書

弁護士営業組織の活動登録書は以下の主な内容を含む。

1. 名称、事務所の所在地

2. 業務分野
3. 法的代表者の氏名、弁護士カードの番号・発行日
4. 社員弁護士の氏名・常居する住所

第10条 弁護士営業組織の支店の活動登録

1. 弁護士営業組織の支店の活動登録手続は、弁護士法第41条の規定に従って行われる。
2. 支店の活動登録を行う場合には、弁護士営業組織は、企業の支店の営業登録手数料に関する規定に従って、活動登録手数料を払わなければならない。
3. 活動登録書が発行された後、弁護士営業組織の支店は印鑑の管理・使用に関する法律規定に従って、組織の印鑑を作成し、使用することができる。

第11条 弁護士営業組織の法的代表者の変更

1. 二人以上有限責任法律会社及び合名法律会社の法的代表者は会社の社員弁護士でなければならない。

二人以上有限責任法律会社及び合名法律会社が法的代表者を変更する場合は、変更を決定した日から10日以内に、活動登録を行った司法局に対して法的代表者の変更届及び活動登録書を送付しなければならない。

二人以上有限責任法律会社及び合名法律会社の法的代表者の変更手続は、弁護士法第36条の規定に従って行われる。

2. 弁護士事務所、一人有限責任法律会社の法的代表者は弁護士事務所・法律会社の所有者となる弁護士でなければならない。

弁護士事務所・一人有限責任法律会社の法律会社が法的代表者を変更する場合は、変更を決定した日から10日以内に、関連書類を担当する司法局へ送付しなければならない。書類は以下のものとする。

- a) 法的代表者の変更届
- b) 弁護士事務所、一人有限責任法律会社の法律会社の活動登録書
- c) 弁護士事務所・法律会社の権利・義務施行についての前法的代表者及び法的代表者の予定者による合意書
- d) 法的代表者の予定者の氏名、弁護士カードの番号・発行日

弁護士事務所、一人有限責任法律会社の法的代表者の変更手続は、弁護士法第36条の規定に従って行われる。

3. 法務局は、規定に従った書類を受理してから5営業日以内に、法的代表者の変更内容が明確に記載された弁護士営業組織の活動登録書を再発行する。変更を拒否する場合は、理由を明確に記載した文書によって通知しなければならない。

第12条 法律会社の統合

1. 2社以上の有限責任法律会社は、協議に基づき新たな有限責任法律会社として統合することができる。2社以上の合名法律会社は、協議に基づき新たな合名法律会社として統合することができる。

2. 法律会社の統合に関する書類は、新たな法律会社が活動を登録する司法局へ送付される。関連書類は以下のものとする。

- a) 法律会社の統合届

b) 統合の手続、期限、条件、労働者使用計画、統合される各会社の合法的な権利、義務、利益の承継について明確に記載された統合契約書

c) 統合される各社の活動登録書

d) 統合法律会社の定款

司法局は、規定に従った書類を受理してから 10 日以内に、統合法律会社に対して活動登録書を発行しなければならない。発行を拒否する場合は、明確な理由を記載した文書をもって通知しなければならない。

3. 統合法律会社の活動登録内容の公告手続は弁護士法第 38 条の規定に従って行われる。

4. 統合法律会社の活動登録書が発行された後、統合される各法律会社の営業活動は停止する。統合法律会社は、統合された各法律会社の合法的な権利・利益を享受し、未払金、継続中の法律サービス提供契約、弁護士やその他労働者と締結した労働契約、その他全ての資産負債の責任を負う。

司法局は、統合法律会社の活動登録書が発行した日から 5 営業日以内に、被統合法律会社の所在する司法局へ統合について報告し、被統合法律会社を担当していた司法局が活動登録リストから被統合法律会社の名称を削除するために、統合法律会社の活動登録書のコピーを送付する。

第 13 条 法律会社の合併

1. 有限責任法律会社の 1 社又は複数社は、他の有限責任法律会社と合併することができる。合名法律会社の 1 社又は数社は、その他の合名法律会社と合併することができる。

2. 法律会社の合併に関する書類は、合併後存続する法律会社が活動登録をする司法局へ送付される。関連書類は以下のものとする。

a) 法律会社の合併届

b) 合併の手続、期限、条件、労働者使用計画、合併される各会社の全ての合法的な権利、義務、利益の承継について明確に記載された合併契約書

c) 合併されて消滅する各法律会社と合併後存続する法律会社の活動登録書

司法局は、規定に従った書類を受理してから 10 日以内に、合併後存続する法律会社に対して活動登録書を発行する。発行を拒否する場合は、理由を明確に記載した文書をもって通知しなければならない。

3. 合併後存続する法律会社の活動登録内容の公告手続は、弁護士法第 38 条の規定に従って行われる。

4. 合併後存続する法律会社の活動登録書が発行された後、合併後消滅する各法律会社は営業活動を停止する。合併後存続する法律会社は合併後消滅する各法律事務所の合法的な権利、利益を享受し、未払金、継続中の法的サービス提供契約、弁護士やその他労働者と締結した労働契約・その他全ての資産負債の責任を負う。

合併後存続する法律会社を担当する司法局は、合併後存続する法律会社の活動登録書が発行した日から 5 営業日以内に、合併後消滅する各法律会社を担当した司法局へ合併について報告し、合併後消滅する各法律会社を担当した司法局が活動登録リストから合併後消滅する各法律会社の名称を削除するために、合併後存続する法律会社の活動登録書のコピーを送付する。

第 14 条 有限責任法律会社及び合名法律会社の会社形態の変更

1. 一人有限責任法律会社は二人以上有限責任法律会社の形態に変更することができる。二人以上有限責任法律会社は一人有限責任法律会社の形態に変更することができる。有限責任法律会社は合名法律会社の形態に変更することができる。合名法律会社は有限責任法律会社の形態に変更することができる。

2. 会社形態の変更の関連書類は当該会社が登録された場所の司法局に送付される。関連書類は以下のものとする。

- a) 変更目的・理由及び変更された会社の合法的な権利、義務、利益の承継について明確に記載された会社形態変更届
- b) 新たな法律会社の定款案
- c) 変更された法律会社の活動登録書
- d) 新たな法律会社の社員となる弁護士又は所有者弁護士の名簿；所有者となる弁護士の弁護士カードのコピー
- d) 事務所の所在地の変更がある場合の所在地を証明する書類のコピー

3. 司法局は、規定に従った書類を受理してから7営業日以内に、新たな法律会社へ活動登録書を発行する。発行を拒否する場合は、明確な理由を記載した文書をもって通知しなければならない。

4. 新たな法律会社の活動登録内容の公告手続は、弁護士法第38条の規定に従って行われる。

第15条 弁護士事務所から法律会社への変更

1. 弁護士事務所を有限責任法律会社又は合名法律会社へ変更することができるが、法律会社は法律の規定に従って弁護士事務所の権利、義務を全て承継しなければならない。

2. 弁護士事務所の変更に関する資料は法律会社が活動登録を行う司法局へ送付される。関連書類は以下のものとする。

- a) 変更目的、理由及び変更された弁護士事務所の合法的な権利、義務、利益の承継について明確に記載された会社形態変更届
- b) 新たな法律会社の定款案
- c) 変更された弁護士事務所の活動登録書
- d) 新たな法律会社の社員弁護士又は所有者弁護士の名簿；所有者となる弁護士又は社員弁護士の弁護士カードのコピー
- d) 事務所の所在地を変更する場合の所在地を証明する書類のコピー

規定に従った書類を受理してから7営業日以内に、司法局は新たな法律会社へ活動登録書を発行する。発行を拒否する場合は、明確な理由を記載した文書をもって通知しなければならない。

3. 新たな法律会社の活動登録内容の公告手続は、弁護士法第38条の規定に従って行われる。

第16条 弁護士営業組織による外国人弁護士の雇用

弁護士営業組織は、ベトナムにおける営業活動許可書を取得した外国人弁護士と労働契約を締結し、雇用することができる。弁護士営業組織に採用された外国人弁護士の権利、義務は契約書に記載され、弁護士法、本デクレ、関連法律に適合しなければならない。

弁護士営業組織は、外国人弁護士の雇用に関する労働契約を締結した日から7営業日以内に、活動登録をしている司法局に、労働契約書を添付して書面によって通知しなければならない。

弁護士営業組織は、外国人弁護士の雇用に関する労働契約が終了した日から7営業日以内に、司法省及び活動登録をしている法務局に書面によって通知しなければならない。

第17条 弁護士営業組織の活動登録書の回収

1. 以下に記載するいずれかに該当する弁護士営業組織は、活動登録書が回収される。

- a) 弁護士法第47条第1項の定めに従って営業活動を停止した。

- b) 行政違反処分として、行政違反処分に関する法律規定に従い活動登録書の使用権を没収された。
 - c) 活動登録書が発行されて1年以上経つが、税金コードを登録しなかった。
 - d) 活動登録書が発行された日から登録した事務所の所在地において6ヶ月間活動の実態がない。
 - d) 弁護士法第46条第1項に規定した一時停止期間が終了した後も弁護士営業組織の活動を再開しなかった、又は報告なく再び一時停止した。
2. 司法局は弁護士営業組織の活動登録書の回収を決定し、弁護士営業組織の弁護士法第47条第2項、第3項に定めた手続の実行を検査・監査する。

第3章

刑事事件の訴訟に参加する弁護士への報酬

第18条 刑事事件の訴訟に参加する弁護士報酬の上限

1. 刑事事件の訴訟に参加する弁護士報酬は、弁護士法第55条の定めに基づき、顧客、弁護士事務所、法律会社間で締結する法的サービス提供契約書における合意によって、時給又は案件単位で計算されるが、弁護士への時給の上限は政府が規定した基本時給の0.3倍を超えてはならない。弁護士の勤務時間は、弁護士及び顧客の合意による。
2. 弁護士事務所・法律会社は、貧困者・優先政策の受益者に対して弁護士報酬を減免することが奨励される。

第19条 訴訟執行機関の要請により訴訟に関わる弁護士への報酬及び費用

1. 訴訟執行機関の要請による事件に関わる弁護士の日給は、政府が規定した基本日給の0.4倍とする。
2. 認められる弁護士の勤務時間は以下の時間を含む。
 - a) 暫定留置者、被疑者、被告人との面会時間
 - b) 弁護に関する資料、物品、事情の収集時間
 - c) 書類研究・資料準備時間
 - d) 裁判出廷時間
 - d) 訴訟執行機関の要請により訴訟に参加するためのその他の合理的な時間

弁護士の勤務時間は事件を直接解決する訴訟執行機関・訴訟担当者によって確認されなければならない。

3. 弁護士には、報酬以外に、国家公務員、職員に対して支払われる出張費用制度に関する現行規定に従って、裁判所及び訴訟執行機関における準備及び弁護活動の際の国内出張手当の交通費・宿泊費が支払われる。
4. 弁護士に訴訟参加を要請した訴訟執行機関は、訴訟に参加した弁護士に本条第1項及び第3項に記載した報酬及び費用を支払う責任を負う。この支払いは訴訟執行機関の年間予算から充当される。
5. 訴訟執行機関が支払う報酬及び費用以外に、弁護士は容疑者・被告人又は彼らの家族・親戚に対してその他の報酬・利益を要求してはならない。

第4章

弁護士の社会－職業組織

第1節

弁護士会

第20条 弁護士会の任期大会開催に関する計画、新任期の理事会・賞罰委員会の設置案の承認

1. 弁護士会の理事会は、少なくとも任期大会開催予定日の30日前までに、任期大会開催計画、新任期の理事会と賞罰委員会の設置案を省・中央直轄都市の人民委員会、ベトナム弁護士連合会へ報告しなければならない。
2. ベトナム弁護士連合会は、弁護士会からの書面を受理してから7営業日以内に、任期大会開催計画、新任期の理事会と賞罰委員会の設置案に対してコメントをする。省・中央直轄都市の人民委員会は、ベトナム弁護士連合会からの合意を得た日から15日以内に弁護士会の任期大会開催計画、新任期の理事会と賞罰委員会の設置案を検討し、承認する。

第21条 弁護士大会の結果の承認

1. 弁護士会大会の結果承認内容は以下のものとする。
 - a) 弁護士会の理事会、会長、賞罰委員会の選挙結果
 - b) 弁護士会の任期大会又は会長の罷任及び新会長の選出又は交替する会長の選出、理事会、賞罰委員会の追加メンバーの選出を行う大会の議決
2. 弁護士会の理事会は、大会が終了した日から7営業日以内に、選挙議事録、会長および理事会メンバー、賞罰委員会メンバーのリストを添付した大会結果報告書を省・中央直轄都市の人民委員会に送付しなければならない。省・中央直轄都市の人民委員会は、大会結果報告書を受理してから7営業日以内に大会結果を承認する。
3. 以下の場合には、選挙結果の承認が拒否される。
 - a) 選挙の手順、手続が法律、ベトナム弁護士連合会定款に規定した合法性、民主性、公開性、透明性を確保できていない。
 - b) 選任された役職がベトナム弁護士連合会の定款に従った基準を確保できていない。
4. 以下の場合には、大会議決の承認が拒否される。
 - a) 憲法、法律、ベトナム弁護士連合会定款の規定に違反する内容がある。
 - b) 議決合意の手順、手続が法律、ベトナム弁護士連合会定款に規定した合法性、民主性、公開性、透明性を確保できていない。
5. 弁護士会の理事会は、大会結果の不承認の通知書を受け取った日から60日以内に大会を再度開催し、選挙や議決の承認、追加を法律の規定、ベトナム弁護士連合会の定款に従って実行しなければならない。
6. 会長の罷任及び新会長の選出又は交替する会長の選出、理事会、賞罰委員会の追加メンバーの選出を行う大会を開催する場合、弁護士会は本条第2項の規定に従って大会結果の報告を実行する。

第22条 弁護士会の報告、規定、決定、議決の送付制度

1. 弁護士会は、毎年、弁護士会の組織、活動に関する報告書を省・中央直轄都市の人民委員会、ベトナム弁護士連合会、司法局へ送付する責任を負う。報告の頻度、期限に関しては司法省の規定に従う。

年間報告以外にも、弁護士会は司法省、省・中央直轄都市の人民委員会又はベトナム弁護士連合会の要請に応じて報告する。

2. 弁護士会の理事会は、弁護士会が規定、決定、議決を公布した日から 7 営業日以内に、省・中央直轄都市の人民委員会、ベトナム弁護士連合会にこれを送付する責任を負う。

第 23 条 弁護士会の解散

1. 以下の場合、弁護士会は解散される。

- a) 弁護士会の会員となる弁護士が 3 人未満しかいない。
- b) 本デクレ第 21 条第 5 項の規定に従った大会の再度開催を行わなかった。
- c) 弁護士会の活動が、法律、ベトナム弁護士連合会定款に重大な違背を犯し、国家安寧・秩序、社会安全等に悪影響を与え、国家の利益、公共利益、機関、組織、個人の合法的な利益を侵害した。

2. 省・中央直轄都市の人民委員会は、弁護士会が本条第 1 項の規定により解散を問われる場合、司法省大臣及びベトナム弁護士連合会の合意を得た後、弁護士会の解散を決定する。

弁護士会の再設立は弁護士法第 60 条の規定に従って実行される。

第 2 節

ベトナム弁護士連合会

第 24 条 ベトナム弁護士連合会定款の承認

1. 全国弁護士評議会は、ベトナム弁護士連合会の定款が承認された日から 7 営業日以内に、定款承認要請に関する書類を司法省へ送付する。関連書類は以下のものとする。

- a) 定款承認要請書
- b) 定款及び定款承認に関する議事録
- c) 大会結果報告書、全国弁護士評議会、ベトナム弁護士連合会の常務委員会・会長・各副会長の選出結果
- d) 大会議決

2. 司法省大臣は、規定に従った書類を受理してから 30 日以内に内務省大臣の合意を得た後、ベトナム弁護士連合会の定款承認を決定する。承認を拒否する場合は明確な理由を記載した文書をもって通知しなければならない。

3. 以下の場合には、ベトナム弁護士連合会の定款承認が拒否される。

- a) 憲法、弁護士法、関連する各法律・法令及び本デクレの規定に違反した内容がある。
- b) 定款採択の手順・手続が法律、ベトナム弁護士連合会定款に規定した合法性、民主性、公開性、透明性を確保できていない。

4. 全国弁護士評議会は、ベトナム弁護士連合会の定款の承認が拒否された場合、定款の内容の改定、大会の再度開催、法律の規定に従った定款の採択を行わなければならない。

5. 全国弁護士評議会は、ベトナム弁護士連合会の定款内容を改定した場合、改定した定款が承認された日から 7 営業日以内に、改定した定款、改定した定款の採択に関する議事録、大会議決を添付した承認要請書を司法省へ送付する。

改定した定款の承認は本条の規定に従って行われる。

第25条 ベトナム弁護士連合会の報告、規定、決定、議決の送付制度

1. ベトナム弁護士連合会は、毎年、全国の弁護士、弁護士会及びベトナム弁護士連合会の組織・活動に関する報告書を司法省に送付する責任を負う。報告の頻度・期限に関しては司法省の規定に従う。

年間報告以外、ベトナム弁護士連合会は任期大会の結果、司法省の要請に応じたその他の報告を行う。

2. ベトナム弁護士連合会は、ベトナム弁護士連合会の規定、決定、議決を公布した日から7営業日以内に司法省へ送付する責任を負う。

第5章

外国弁護士営業組織、ベトナムにおける外国人弁護士の営業

第26条 ベトナムにおける外国弁護士営業組織の名称

1. 外国弁護士営業組織のベトナム支店の名称は、「支店」の語、外国弁護士営業組織の名前、支店が所在する省・中央直轄都市の名前を含まなければならない。

2. ベトナムにおける100%外資系法律会社の名称は「有限責任法律会社」の語、外国弁護士営業組織の名前を含まなければならない。

3. 外国弁護士営業組織とベトナム弁護士営業組織による合弁法律会社の名称は、両側の合意によって選択されるが、「有限責任法律会社」の語を含まなければならない。

4. 外国弁護士営業組織とベトナム弁護士営業組織による合名法律会社の名称は、両側の合意によって選択されるが、「合名法律会社」の語を含まなければならない。

第27条 外国弁護士営業組織のベトナム支店設立の申請書

外国弁護士営業組織のベトナム支店設立要請書は以下の主な内容を含む。

1. 外国弁護士営業組織の名称、国籍、本社の所在地
2. 支店の名称
3. 支店の業務分野
4. 支店の活動期間
5. 支店の所在地
6. 外国弁護士営業組織が支店長として指名した弁護士の氏名（外国弁護士営業組織によって支店長として指名された弁護士が2年以上継続して弁護士を勤めたことを証明する資料を添付する）
7. 支店長を含め、ベトナム支店に2名以上の外国人弁護士が勤務することを明記した外国弁護士営業組織の誓約書。また、各外国人弁護士はベトナムにおいて連続する12ヶ月で183日以上活動をしなければならない。

外国弁護士営業組織がベトナムにおいて複数の支店を設立する場合、ベトナムで活動する外国人弁護士の合計人数は本項の規定に従って計算される。

8. ベトナム支店の活動計画予定

第28条 外資系法律会社の設立申請書

外資系法律会社の設立申請書は以下の主な内容を含む。

1. 外国弁護士営業組織の名称、国籍、本社の所在地、ベトナム弁護士営業組織の名称、事務所所在地（外国弁護士営業組織とベトナム弁護士営業組織による合弁有限責任法律会社、又は合名法律会社の場合）
2. 外資系法律会社の名称
3. 外資系法律会社の業務分野
4. 外資系法律会社の活動期間
5. 外資系法律会社の事務所所在地
6. 外資系法律会社の社長として指名された弁護士の氏名（外国弁護士営業組織によって社長に指名された弁護士が 2 年以上継続して弁護士を勤めたことを証明する書類を添付する）
7. 社長を含む、2 名以上の外国人弁護士がベトナムにおいて勤務することを明記した外国弁護士営業組織の誓約書。また、各外国人弁護士はベトナムにおいて継続する 12 ヶ月で 183 日以上活動をしなければならない。

ベトナムにおける外資系法律会社がベトナムにおいて複数の支店を設立する場合、ベトナムで活動する外国人弁護士の合計人数は本項の規定に従って計算される。

8. ベトナムにおける外資系法律会社の活動計画予定

第 29 条 使用言語及び領事認証

1. 支店設立申請書、ベトナムにおける外資系法律会社の設立申請書、外国人弁護士のベトナムにおける営業活動許可書発行の申請書はベトナム語で作成される。申請書の添付書類が外国語である場合はベトナム語へ翻訳し、その翻訳はベトナムの法律規定に従って公証・認証されなければならない。
2. 外国機関・組織が外国において発行、公証・認証した書類は、ベトナムが加盟している国際条約によって領事認証が免除される場合を除き、ベトナムの法律規定に則って領事認証されなければならない。

第 30 条 ベトナムにおける外国弁護士営業組織の設立の新聞への掲載、通知

ベトナムにおける外国弁護士営業組織は、活動登録書が発行された日から 15 日以内に、以下の内容を地方新聞又は中央新聞に 3 回連続で掲載する；ベトナムでの外国弁護士営業組織の所在地を担当する地方の税務機関へ書面によって通知しなければならない。

1. ベトナムにおける外国弁護士営業組織の名称、事務所所在地
2. 業務分野
3. 支店長、外資系法律会社の社長の氏名

第 31 条 ベトナムにおける外国弁護士営業組織及びベトナムにおける外国弁護士営業組織に勤めるベトナム人弁護士の営業範囲

1. ベトナムにおける外国弁護士営業組織の営業範囲は弁護士法第 70 条に規定される。ベトナムにおける外国弁護士営業組織は以下の業務をしてはならない。
 - a) ベトナムの政府機関・組織が発行した書類のコピー・翻訳版への認証
 - b) 養子縁組、結婚、戸籍、ベトナム国籍に関する手続
 - c) ベトナム法律の規定に基づき、ベトナム弁護士営業組織、ベトナム公証組織、ベトナム執行官組織にしか出来ない公証サービス、執行官サービス、その他法的サービス
2. ベトナムにおける外国弁護士営業組織に勤めるベトナム人弁護士は、本条第 1 項に定めたサービスを提供してはならない。

第32条 外資系法律会社の統合

1. 2社以上の100%外資系有限責任法律会社は、協議により新たな100%外資系有限責任法律会社として統合することができる。

2 社以上の有限責任法律会社は、協議により新たな合弁形態の有限責任法律会社として統合することができる。

2 社以上の外国弁護士営業組織及びベトナムの合名法律会社は、協議により新たな合名法律会社として統合することができる。

2. 法律会社の統合に関する書類は司法省へ送付される。関連書類は以下のものとする。

a) 法律会社の統合申請書

b) 統合の手続、期限、条件、労働者使用計画、統合された各社の合法的な権利、義務、利益の承継について明確に記載された統合契約書

c) 統合された各社の活動登録書

d) 統合法律会社の定款

司法省は、規定に従った書類を受理してから10日以内に統合を認め、統合外国法律会社の設立許可書を発行する。承認を拒否する場合は、明確な理由を記載した文書をもって通知しなければならない。

3. 統合外国法律会社の活動登録・新聞への掲載・通知手続は弁護士法第79条及び本デクレ第30条の規定に従って行われる。

4. 統合外国法律会社の活動登録書が発行された後、統合された各外国法律会社は営業活動を停止する。統合法律会社は統合された各法律事務所の合法的な権利、利益を享受し、未払金、継続中の法的サービス提供契約、弁護士やその他労働者と締結した労働契約、その他全ての資産負債の責任を負う。

第33条 外国法律会社の合併

1. 1社又は複数社の100%外資系有限責任法律会社は、他の100%外資系有限責任法律会社と合併することができる。

1社又は複数社の合弁形態の有限責任法律会社は、他の合弁形態の有限責任法律会社と合併することができる。

1社又は複数社の外国弁護士営業組織及びベトナム合名法律会社による合名法律会社は、協議により外国弁護士営業組織及びベトナム合名法律会社による他の合名法律会社と合併することができる。

2. 法律会社の合併に関する書類は司法省へ送付される。関連書類は以下のものとする。

a) 法律会社の合併申請書

b) 合併の手続、期限、条件、労働者使用計画、合併された各社の合法的な権利、義務、利益の承継について詳しく記載された合併契約書。

c) 合併後消滅する各法律会社と合併後存続する法律会社の活動登録書

司法省は、規定に従った書類を受理してから10日以内に合併を承認する。承認を拒否する場合は明確な理由を記載した文書をもって通知しなければならない。

3. 合併後存続する外国法律会社は、活動登録をしなくて良いが、弁護士法第80条の規定に従って会社設立許可書の内容変更手続をする必要がある。

4. 合併後存続する法律会社は、合併後消滅する各法律会社の合法的な権利、利益を享受し、未払金、継続中の法的サービス提供契約、弁護士やその他労働者と締結した労働契約、その他全ての資産負債の責任を負う。

第 34 条 外国弁護士営業組織のベトナム支店からベトナムにおける 100%外資系有限責任法律会社への変更

1. 外国弁護士営業組織のベトナム支店は、支店の権利・義務を全て承継することを前提として、ベトナムにおける 100%外資系有限責任法律会社へ変更することができる。

外国弁護士営業組織のベトナム支店からベトナムにおける 100%外資系有限責任法律会社への変更に関する書類は司法省へ送付される。関連書類は以下のものとする。

- a) 変更された支店の合法的な権利、義務、利益の承継について明確に記載された外国弁護士営業組織の変更申請書
- b) 100%外資系有限責任法律会社の定款案
- c) 変更される支店の設立許可書及び活動登録書
- d) 100%外資系有限責任法律会社に勤める予定弁護士リスト
- d) 事務所の所在地の変更がある場合は、所在地を証明する書類のコピー

司法省は、規定に従った書類を受理してから 30 日以内に、ベトナムにおける 100%外資系有限責任法律会社の設立許可書を発行する。発行を拒否する場合は、明確な理由を記載した文書をもって通知しなければならない。

2. 100%外資系有限責任法律会社の活動登録、新聞への掲載、通知手続は、弁護士法第 79 条及び本デクレ第 30 条の規定に従って行われる。

第 35 条 外資系法律会社からベトナム法律会社への変更

1. 100%外資系有限責任法律会社、外国弁護士営業組織及びベトナム合名法律会社による合弁形態の有限責任法律会社・合名法律会社（以下「外資系法律会社」という）をベトナム法律会社へ変更することができるが、新たなベトナム法律会社は外資系法律会社の権利、義務を全て承継しなければならない。

新たなベトナム法律会社の名称は、弁護士法第 34 条第 5 項の規定に従うものとし、変更された外資系法律会社の名称と重複してはならない。

2. 外資系法律会社からベトナム法律会社への変更に関する資料は司法省へ送付される。関連書類は以下のものとする。

- a) 外資系法律会社の変更申請書
- b) ベトナム側が変更された外資系法律会社の合法的な権利、義務、利益の承継について明確に記載された外資系法律会社及びベトナム側との合意書
- c) 新たなベトナム法律会社の定款案
- d) 新たなベトナム法律会社の社員弁護士又は所有者弁護士の名簿；所有者弁護士又は社員弁護士の弁護士カードのコピー
- d) 変更された外資系法律会社の設立許可書

3. 司法省は、規定に従った書類を受理してから 30 日以内に變更承認書を発行する。発行を拒否する場合は、明確な理由を記載した文書をもって通知しなければならない。

4. 新たなベトナム法律会社は、司法省の承認書を取得した日から 15 日以内に、外資系法律会社を担当した省・中央直轄都市の司法局において変更登録手続を行わなければならない。

新たなベトナム法律会社の活動登録に関する書類は以下のものとする。

- a) 変更申請書
- b) 司法省の承認書
- c) 新たなベトナム法律会社の定款案

司法局は、規定に従った書類を受理してから 7 営業日以内に、新たなベトナム法律会社に対して活動登録書を発行する。

- 5. 外資系法律会社は、新たなベトナム法律会社の活動登録書が発行された時から営業活動を停止する。
- 6. 新たなベトナム法律会社の活動登録内容の公告手続は、弁護士法第 38 条の規定に従って行われる。

第 36 条 ベトナム支店、外資系法律会社の設立許可書の内容変更登録手続

1. ベトナム支店、外資系法律会社は、ベトナム支店、外資系法律会社の設立許可書の内容変更に対する承認書を取得した日から 30 日以内に、所在地を管轄する司法局に変更を登録しなければならない。

2. 変更登録に関する書類は以下のものとする。

- a) ベトナム支店、外国法律会社の活動登録変更申請書
- b) ベトナム支店、外国法律会社の設立許可書のコピー
- c) 司法省による設立許可書の内容変更承認書

3. 司法局は、規定に従った書類を受理してから 5 営業日以内に、支店、外国法律会社へ活動登録書の内容を変更した活動登録書を再発行する。再発行を拒否する場合は、明確な理由を記載した文書をもって通知しなければならない。

第 37 条 外国法律会社のベトナム支店の活動登録手続

1. 外国法律会社のベトナム支店の活動登録に関する書類は以下のものとする。

- a) 外国法律会社のベトナム支店の活動登録申請書
- b) 外国法律会社のベトナム支店設立許可書のコピー
- c) 外国法律会社のベトナム支店の事務所所在地を証明する書類

2. 司法局は、規定に従った書類を受理してから 7 営業日以内に、外国法律会社のベトナム支店に活動登録書を発行する。発行を拒否する場合は、明確な理由を記載した文書をもって通知しなければならない。

第 38 条 ベトナム支店・ベトナムにおける外国法律会社の営業活動の一時停止

1. ベトナム支店、ベトナムにおける外国法律会社は営業活動を一時停止することができるが、書面によって営業活動の一時停止及び再開を司法省、司法局、担当する税務機関へ少なくとも営業活動の一時停止又は再開する日付の 30 日前に報告しなければならない。営業活動の一時停止の期間は 2 年以内とする。

2. 営業活動の一時停止の報告書は以下の主な内容を含む。

- a) ベトナム支店、ベトナムにおける外国法律会社の名称
- b) ベトナム支店、ベトナムにおける外国法律会社の設立許可書の番号、発行年月日
- c) 事務所の住所

d) 営業活動の一時停止の期間、一時停止の開始日及び完了日

d) 営業活動一時停止の理由

e) ベトナム支店、ベトナムにおける外国法律会社の債務の支払い、顧客と締結した法的サービス提供契約及び弁護士、その他労働者と締結した労働契約の解決に関する報告

3. 営業活動の一時停止期間中、合意を得た場合を除き、ベトナム支店、ベトナムにおける外国法律会社は未納税金の納付、その他未払金の支払い、労働者と締結した契約の施行を行わなければならない。

顧客と締結している継続中の法的サービス提供契約に関しては、その法的サービス提供契約の施行について顧客との合意を得なければならない。

4. 外国法律会社が営業活動を一時停止した場合は、全ての支店も営業活動を一時停止しなければならない。

第39条 ベトナム支店、ベトナムにおける外国法律会社の営業活動の終了

1. ベトナム支店、ベトナムにおける外国法律会社は本デクレ第40条の規定に従った設立許可書が回収された場合に営業活動を終了しなければならない。

2. 外国法律会社は、本デクレ第40条第1項の規定に従って自ら営業活動を終了する場合、少なくとも営業活動終了予定日の30日前に書面によって司法省、司法局、担当する税務機関へ営業活動終了の報告をしなければならない。

営業活動終了の前に、合意を得た場合を除き、外国法律会社は未納税金の納付、その他未払金の支払い、弁護士・その他労働者と締結した労働契約の終了手続を行い、顧客と締結した法的サービス提供契約を解決しなければならない。

ベトナム支店、ベトナムにおける外国法律会社は、上記の手続の完了を書面によって司法省、司法局、担当する税務機関へ報告し、設立許可書を司法省へ、活動登録書を司法局へ、印鑑を印鑑発行及び利用登録に関する権限機関へ返却しなければならない。

司法省は、ベトナム支店、ベトナムにおける外国法律会社の書面による報告を受けた日から15日以内に、ベトナム支店、ベトナムにおける外国法律会社の営業活動終了を決定する。

3. ベトナム支店・ベトナムにおける外国法律会社は、本デクレ第40条第1項のb)、c)、d)、d)の規定に従った設立許可書の回収によって営業活動を終了しなければならない場合、設立許可書の回収が決定された日から60日以内に合意を得た場合を除き、未納税金の納税、その他未払金の支払い、弁護士、その他労働者と締結した労働契約の終了手続を行い、顧客と締結した法的サービス提供契約を解決しなければならない。

ベトナム支店、ベトナムにおける外国法律会社は、上記の手続の完了を書面によって司法省、司法局、担当する税務機関へ報告し、設立許可書を司法省へ、活動登録書を司法局へ、印鑑を印鑑発行及び利用登録に関する権限機関へ返却しなければならない。

第40条 ベトナム支店、ベトナムにおける外国法律会社の設立許可書の回収

1. 以下に記載するいずれかに該当するベトナム支店、ベトナムにおける法律会社は、設立許可書が回収される。

a) 自らベトナムでの営業活動を終了する。

b) 行政違反処分として、行政違反処分に関する法律規定に従った設立許可書の使用権の没収。

c) 設立許可書が発行されて1年以上経っても税金コードを登録しなかった。

d) 活動登録書が発行された日から連続して6ヶ月間以上、登録した事務所における活動がなかった。

d) 本デクレ第 38 条第 1 項に規定した一時停止期間が過ぎても、ベトナム支店、ベトナムにおける法律会社が再開しなかった、又は報告なく再び一時停止した。

2. 司法省はベトナム支店・ベトナムにおける外国法律会社の設立許可書の回収を決定する。

3. 司法局はベトナム支店・ベトナムにおける外国法律会社の活動登録書の回収を決定し、ベトナム支店・ベトナムにおける外国法律会社の本デクレ第 39 条第 2 項、第 3 項に定めた手続の実行を検査・監査する。

第 41 条 外国人弁護士のパトナムにおける営業活動許可書の回収

1. 以下に記載するいずれかに該当する外国人弁護士は、ベトナムにおける営業活動許可書が回収される。

a) 弁護士法第 74 条に規定したベトナムにおける営業活動の条件を満たさなかった。

b) 行政違反処分として、行政違反処分に関する法律規定に従ったベトナムにおける営業活動許可書の使用権を没収された。

c) 刑事責任を追及された。

d) 自らベトナムでの営業活動を停止する。

2. 司法省は外国人弁護士のベトナムにおける営業活動許可書の回収を決定する。

第 42 条 外国人弁護士がベトナム弁護士の職務倫理規程に違反した場合の通知

1. 外国人弁護士がベトナム弁護士の職務倫理規程に違反した事実を発見した場合、その外国人弁護士が営業活動を登録した司法局は司法省へ報告し、司法省はその外国人弁護士をベトナムへ派遣した外国弁護士営業組織又はその外国人弁護士を雇用したベトナム弁護士営業組織へ通知する。

2. 本条第 1 項に規定した違反行為を起こした外国人弁護士が再び違反行為を起こした場合、その外国人弁護士が営業活動を登録した司法局は司法省へ報告し、司法省は外国人弁護士の営業活動許可書の没収、および延長しないように要請する。

第 6 章

施行

第 43 条 経過規定

1. 弁護士法第 65/2006/QH11 号によって承認された弁護士会の定款は、法律規定及びベトナム弁護士連合会の定款に违背する内容がある場合を除き、弁護士法第 67 条に規定したベトナム弁護士連合会の定款が権限機関によって承認されるときまで有効とする。

2. 司法省大臣が 2008 年 01 月 21 日に公布した決定第 90/2008/QĐ-BTP 号に添付された弁護士研修プログラムは、弁護士法第 12 条に規定した新プログラムが司法省大臣によって公布されるまで有効とする。弁護士研修プログラムの 6 ヶ月コースで研修を受けた実務修習生は 18 ヶ月の実務修習をしなければならない。

第 44 条 施行

本デクレは 2013 年 11 月 28 日より施行する。

本デクレの施行日から、政府が 2007 年 02 月 26 日に公布された弁護士法の一部条項の詳細規定及び施行に関するデクレ第 28/2007/NĐ-CP 号、2008 年 12 月 31 日に公布された弁護士法の弁護士営業組織についての規定施行に関するデクレ第 131/2008/NĐ-CP 号、2012 年 02 月 02 日に公布

された担保取引登録・法律扶助・弁護士・法律相談の条項の改定に関するデクレ第 05/2012/NĐ-CP 号第 3 条、第 5 条は無効となる。

第 45 条 施行責任

各大臣、省に相当する機関の責任者、政府直轄機関の責任者、省・中央直轄都市の人民委員会の委員長、ベトナム弁護士連合会の会長は本デクレを施行する責任を負う。

司法省大臣は本デクレ第 4 条、第 22 条、第 25 条の実施についてガイダンスする責任を負う。

政府代表
首相

宛先：

- 共産党中央書記委員会
- 首相、各副首相
- 各省、省に相当する機関、政府直轄機関
- 省・中央直轄都市の評議委員会、人民委員会
- 共産党本部・各委員会
- 共産党書記長事務所
- 国家主席事務所
- 国会の民族委員会・各委員会
- 国会事務所
- 最高人民裁判所
- 最高人民検察院
- 国家財政監査委員会
- 国家会計監査機関
- 社会政策銀行
- ベトナム開発銀行
- ベトナム祖国中央戦線委員会
- ベトナム弁護士連合会
- 各団体の中央機関
- 政府事務所：担当大臣、各担当者、首相アシスタント、政府電子情報ポータル、各傘下局・機関・組織、公報
- 保管：書類管理部

グエン・タン・ズン